

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省保険局国民健康保険課）

項目名	国民健康保険団体連合会の積立資産に係る見直し		
税目	法人税		
要望の内容	<p>国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が市町村等から委託を受けて行う審査支払業務等については、法人税法上の請負業に該当する。</p> <p>この業務が実費弁償であることの確認を受けるに当たり、「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」（以下「ICT等積立資産」という。）を一定の範囲で積み立てる場合における当該積立に係る費用については、事務処理のために必要な費用とすることが運用上認められているところ、国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための原資を計画的に確保できるよう、当該運用ルールの見直しを行う。</p>		
	<p><関係条文></p> <p>法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第2条第1項第13号</p> <p>法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第5条第1項第10号イ</p> <p>法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第4条の2第1～3号</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（—	百万円）
（改正増減収額）	（—	百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のため、その原資を計画的に調達しやすい制度とすること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国保連合会においては、「審査支払機能に関する改革工程表」（令和3年3月31日）等に基づき、審査支払業務等の更なる高度化・効率化に取り組む必要性がある。</p> <p>このための原資は、国庫補助金や都道府県補助金のほか、国保連合会が保有する ICT 等積立資産を活用しており、なお賄えない費用については、手数料として市町村等から徴収することとなる。しかしながら、市町村等が支払う当該手数料の原資となるのは、被保険者が納める保険料であって、その急激な増加は困難であり、必要な原資を柔軟かつ迅速に確保するのが難しい。</p> <p>この点、ICT 等積立資産を計画的かつ十分に積み立てることで、手数料の急激な増加を抑えつつ、必要な費用を確保することができるが、現行の運用ルールでは、実費弁償の範囲で ICT 等積立資産に積み立てることができる累計額は、各年度の手数料の 30%が上限となっている。</p> <p>他方、国保連合会が令和6年度以降求められる、審査支払業務等の更なる高度化・効率化のために要する費用は、現行の運用ルールの範囲内では十分に確保できないことが想定されているため、所要の見直しを行う必要性がある。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のため、その原資を計画的に調達しやすい制度とする。
租税特別措置の適用又は延長期間			令和6年4月1日からの恒久措置。
同上の期間中の達成目標			国保連合会が行う審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための費用を計画的に積み立てることで、手数料の急激な増加を抑制しつつ、必要な費用を確保すること。
政策目標の達成状況		—	
有効性	要望の措置の適用見込み	47件（全ての国保連合会）	

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	国保連合会が行う審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための費用を計画的に積み立てることで、手数料の急激な増加を抑制しつつ、必要な費用を確保できる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上 の措置	地方税でも同様の要望を行っている。
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和6年度概算要求額 25億円 ※ 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修 25億円
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記予算措置は、国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のためのシステム開発・改修費用のうち中心的なものである国保総合システムに係るものを支援するものである。他方、本要望項目における税制措置による積立資産は、その用途を特定のシステムに限らず運用可能であるほか、システム開発・改修費用だけでなく、運用保守費にも活用可能となる。
	要望の措置 の妥当性	国保連合会に求められる審査支払業務等の更なる高度化・効率化のためには、複数のシステムを開発・改修する必要がある、その各々のシステムに係る費用が、複数年度にわたり生じる見込みである。こうした実情に対応するため、補助金に比して柔軟な運用が可能な積立資産を計画的に積み立てることが、費用の確実な確保につながる。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別 措置の 適用実績	—
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	—

これまでの 要望経緯	—
---------------	---